平成２２年（フ）第１８８号
鳥取県米子市中町50番地１　ポレスター中町603号
債務者　安藤　泰憲
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１８９号
鳥取県米子市中町50番地１　ポレスター中町603号
債務者　安藤　ゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１１２６号
広島市佐伯区五日市中央３丁目９番27―304号
債務者　石丸　利弘
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５９号
広島県廿日市市住吉２丁目12番24号
債務者　江草　真典
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５０号
広島市西区己斐本町１丁目８番26―401号
債務者　藤岡ヨシコ
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１号
広島県尾道市門田町53番５号
債務者　中野　勝美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
愛媛県松山市上市２丁目４番19号
債務者　柳原　敏子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４８５号
愛媛県松山市西石井２丁目２番23号　フィネスエンゼル203号
債務者　三谷　光明
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４９２号
愛媛県松山市中村４丁目11番39号　メゾン中村Ⅲ408号
債務者　横内　隆志
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５１２号
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野1318番地８
債務者　山地　和枝
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４８号
福岡県飯塚市佐與1510番地１
債務者　綿野比登志
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１５３号
福岡県飯塚市東徳前15番６号　臼井アパート201
債務者　岩下カヨ子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２６８号
福岡県久留米市荒木町荒木1968番地12　ハイム東山201号
債務者　中村　　敦
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３７０号
福岡県久留米市城島町江上本1059番地19
債務者　馬場　康幸
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３７１号
福岡県久留米市城島町江上本1059番地19
債務者　馬場　惠子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４３７号
宮崎県児湯郡木城町大字石河内820番地の１
債務者　壹岐　政幸
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４２号
宮崎県延岡市北川町川内名4386番地１
債務者　杉野　孝行
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部